



目 次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○保安林の指定予定の通知(24件)	(治山林道課) 1
○保安林の指定予定に係る通知の揭示	(") 6
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示	(") 6
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 6
○道路の区域変更(3件)	(道 路 課) 6
○道路の供用開始	(") 7
○建築基準法による道の指定	(建築指導課) 7
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) 7
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(") 7
○高知県立人権啓発センターの指定管理者の募集	(人 権 課) 8
○平成23年度後期技能検定試験の実施	(雇用労働政策課) 8
○土地改良区の役員の就任	(農業基盤課) 11
○都市計画公聴会の開催	(都市計画課) 11
高知県公営企業局管理規程	
◎杉田ダム操作規程の一部を改正する規程	12
◎吉野ダム操作規程の一部を改正する規程	12
◎高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程	12
◎高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程	13
◎高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程	14
落札公告	

○落札者等の公告(2件) (総務事務センター) 15

告 示

高知県告示第561号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
よ つ ば 薬 局 安 芸 市 土 居 1 7 7 7 - 5 平 2 3 ・ 8 ・ 1
医療法人優心会 香南市野市町西野651-1 " " "
おひさまこども
クリニック

高知県告示第562号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高知市鏡敷ノ山中ウ子ノ上エ690の3、693、字中ウ子ノ下タ694、696
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ウ子ノ上エ690の3・693(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字中ウ子ノ下タ694・696(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備

え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第563号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市吉良川町字若宮乙5179の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字若宮乙5179の1(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第564号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市佐喜浜町字青ヶ谷5705のロ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字青ヶ谷5705のロ(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

<p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第565号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市室戸岬町字トヲエサキ109</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字トヲエサキ109（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第566号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 室戸市室戸岬町字トヲエ谷151のイ</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字トヲエ谷151のイ（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第567号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸市伊尾木宇古城4022の5から4022の7まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇古城4022の5・4022の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第568号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸市大井字池ノ後山甲1693の1、字西清水甲1694の1</p>	<p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字池ノ後山甲1693の1（次の図に示す部分に限る。） 字西清水甲1694の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第569号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 南国市桑ノ川字井ノ久保107、109、110、111の1、111の2、112、397のイの1、397のイの2、397のイの3、397のイの4、397の2の3、397の5、397の6、字切抜120から124まで、字大サコ125、126、字ヌタノサコ393の1、字ヤ子松400のイ</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び南国市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第570号</p>
--	--	--

<p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市和田字手洗川山3956の8から3956の12まで、3956の15から3956の22まで</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第571号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町別府字ナロ375の6、字米野377</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ナロ375の6（次の図に示す部分に限る。）、字米野377（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度</p>	<p>次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第572号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町別府字米野92のロ、379の1、379の2、380</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字米野92のロ・379の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第573号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡安田町西ノ川字アカサデ380、字チカヤ412の3</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字アカサデ380（次の図に示す部分に限る。）、字チカヤ412の3（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第574号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡安田町中ノ川字下谷ノ岡138</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字下谷ノ岡138（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第575号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡土佐町古味字中島375</p> <p>2 指定の目的</p>
---	---	--

<p>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中島375（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第576号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町大森字トヤバ44、119</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字トヤバ44・119（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第577号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の</p>	<p>規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町清水下分字中山1153</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中山1153（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第578号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町清水上分字上拂川3256、3257、3264</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字上拂川3256・3257（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p>	<p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第579号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町用居字熊頭丙1675の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字熊頭丙1675の2（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第580号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町用居字タルノシタ甲1581の1、甲1581の2、丙864の2、丙865の1から丙865の3まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字タルノシタ甲1581の1・甲1581の2・丙864の2・丙865の1から丙865の3まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）</p>
---	--	---

<p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第581号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町大板字コケガサコ道ノ上1733の1、字ツエノクラ高石1741の1、字クボノ西ヲキ1785、1786</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字コケガサコ道ノ上1733の1（次の図に示す部分に限る。）、字ツエノクラ高石1741の1（次の図に示す部分に限る。）、字クボノ西ヲキ1785（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第582号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町岩戸字トビガ瀧1117、1135、1138、1139、1143、3393の1、3393の2、3399、3401から3404まで、字トビガタキカゲ3365、字引切畝3391、3392、字柳サコ3405、3411の1（次の図に示す部分に限る。）、3412の3（次の図に示す部分に限る。）、3414、字軸ケ瀧3550、3551、峯岩戸字丸島ノ下タ2235、2237の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字トビガ瀧1117・1139・3393の1・3393の2・3399・3401（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1143、3402から3404まで、字引切畝3391・3392（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字柳サコ3405、3411の1（次の図に示す部分に限る。）、字軸ケ瀧3550・3551（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字丸島ノ下タ2237の2（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第583号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡中土佐町大野見島ノ川44</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の</p>	<p>所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第584号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡津野町船戸字井ノ上エ2972、4539</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字井ノ上エ4539（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第585号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年9月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町周防形字尻貝山410の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p>
--	---	--

ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第586号
 平成23年8月高知県告示第503号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 平成23年9月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 愛媛県東宇和郡土居村窪野25番耕地2番地
 イ 氏名
 増田松太郎
 (2)ア 登記簿記載の住所
 高岡郡構原町構原396番屋敷
 イ 氏名
 中越留治

2 保安林に指定する予定の通知の要旨
 (1) 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡構原町上西の川7から10まで、25、26、29
 (2) 指定の目的
 土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第587号
 平成23年8月高知県告示第520号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 平成23年9月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所

土佐郡本川村越裏門227番地7
 イ 氏名
 山中 由尾
 (2)ア 登記簿記載の住所
 高知市天神町117番地2
 イ 氏名
 北川 浩一郎
 (3)ア 登記簿記載の住所
 高知市神田23番地1 船岡団地R2-4
 イ 氏名
 川村 敬紹
 (4)ア 登記簿記載の住所
 香美郡土佐山田町入野199番地
 イ 氏名
 山中 頼次

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 いの町（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 (3) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第588号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成23年9月2日
 高知県知事 尾崎 正直

須崎市小浦（追加）
 (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
10	須崎市大谷字河原山	921-5
11	〃 〃 〃	922-8
12	〃 〃 〃	922-11
13	〃 〃 〃	922-1

(2) 区域

標柱10から標柱13までを順次に直線で結んだ線、標柱13と平成23年5月高知県告示第272号で指定した須崎市小浦（追加）急傾斜地崩壊危険区域内（以下「272号区域」という。）に存する標柱7を直線で結んだ線、272号区域に存する標柱7と272号区域に存する標柱6を直線で結んだ線及び272号区域に存する標柱6と標柱10を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第589号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年9月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年9月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
 2 路線名 439号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町下津井字鼻山793番16から高岡郡四万十町下津井字鼻山793番45まで	前	3.5 }	350
	後	21.2 }	350

高知県告示第590号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年9月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年9月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 弘岡下種崎
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	4.7 }	62

高知市春野町西分字 馬場ノ南38番1		6.6	
	後	11.1	62
		13.8	

高知県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年9月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野 見萩中字西屋敷23番 1	前	5.0 13.0	93
	後	4.5 9.0	93

高知県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年9月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見萩中 字西屋敷23番1	93	平成23年9月2日

高知県告示第593号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

南国市大埴字山崎甲1460番10地先から字山崎甲1459番5地先に至る延長72.0メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年8月17日から2週間高知県文化生

平成23年8月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成23 年8月 17日	特定非 営利活 動法人 兼山会	畠中 権 治	長岡郡 本山町 婦全山 2133の 7番地 兼山会 館	この法人は、嶺北の伝統を守り、野中兼山先生の遺徳を顕彰し、その開発精神を継承して、郷土文化の高揚に資するために、遺徳顕彰事業、史跡管理事業、教育振興事業、兼山精神表彰事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年8月17日から2週間高知県文化生

活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年8月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人				
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的	
平成23 年8月 17日	変更 前	特定非 営利活 動法人 パーフ ェクシ ョン	濱田 隆 廣	高知市 中秦泉 寺258 番地1	この法人は、地域住民のみならず、人が安心して生活できる『恵まれた環境』を作るため、医療福祉または高齢者の介護等の研究探査、及び開発を行い、あるいは自然環境及び土地環境の整備等、または生活環境の改善事業等、特定非営利活動促進法第2条別表第1号から第12号に掲げる活動を行って、よりよい社会づくりのため、貢献することを目的とする。
	変更 後	特定非 営利活 動法人 龍馬	藤岡 一	高知市 朝倉己 1201番 地134	この法人は、地域住民のみならず、人が安心して生活できる『恵まれた環境』を作るため、医療福祉または高齢者の介護等の研究探査、及び開発を行い、あるいは自然環境及び土地環境の整備等、または生活環

				境の改善事業等、特定非営利活動促進法第2条別表第1号から第12号に掲げる活動を行って、よりよい社会づくりのため、貢献することを目的とする。
--	--	--	--	---

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立人権啓発センター（以下「センター」という。）

(2) 施設の場所

高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル4階から6階まで

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) センターの許可施設の利用の許可に関する業務

(2) 使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、3の指定期間中、センターの利用において、県民の平等利用の確保、業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安全かつ円滑にセンターを管理運営することができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票（本籍地の記載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

ク 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

(2) 募集期間は、平成23年9月26日（月）から同年10月4日（火）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年10月4日午後5時15分までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成23年9月12日（月）午前10時から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。

(4) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項及び管理業務仕様書等は、平成23年9月2日（金）から同年10月4日までの間に、高知県文化生活部人権課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141101/>）から入手すること。

(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び現地説明会の参加申込先並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県文化生活部人権課

電話番号088-823-9804 ファクシミリ番号088-823-9058

電子メールアドレス141101@ken.pref.kochi.lg.jp

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成23年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備及び婦人子供服製造

(2) 一級及び二級職種

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業又は設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業又はビニルエステル樹脂積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業又は和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウオール施工（金属製カーテンウオール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業又は組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 三級職種

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・

制御盤組立て作業又はシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級職種

電子回路接続（電子回路接続作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成23年12月5日（月）から平成24年2月19日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりである。

(ア) 特級、一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
金属熱処理	(特級職種)	16,500円
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
機械保全		
電子機器組立て		

電気機器組立て	
半導体製品製造	
自動販売機調整	
油圧装置調整	
建設機械整備	
婦人子供服製造	
金属熱処理	
さく井	ロータリー式さく井工事作業
工場板金	機械板金作業
	数値制御タレットパンチプレス板金作業
機械保全	機械系保全作業
	電気系保全作業
	設備診断作業
電子回路接続	電子回路接続作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業
	集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業

時計修理	時計修理作業
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
製版	DTP作業
プラスチック成形	射出成形作業
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食作業
	ビニルエステル樹脂積層防食作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業
	和菓子製造作業
酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
枠組壁建築	枠組壁工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業

コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
防水施工	アスファルト防水工事作業	
	合成ゴム系シート防水工事作業	
	塩化ビニル系シート防水工事作業	
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	
ガラス施工	ガラス工事作業	
金属材料試験	機械試験作業	
	組織試験作業	
塗装	鋼橋塗装作業	
機械検査	機械検査作業	13,700円
和裁	和服製作作業	12,100円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント	機械製図手書き作業	

製図	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	11,000円
	シーケンス制御作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
配管	建築配管作業	
機械検査	機械検査作業	9,100円
和裁	和服製作作業	8,100円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント	機械製図手書き作業	

製図	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ平成23年11月25日（金）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりである。

(ア) 特級職種

職種	実施期日
金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造	平成24年1月29日（日）

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 菓子製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工 金属材料試験	平成24年1月22日（日）
さく井 工場板金	平成24年1月29日

自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 強化プラスチック成形 パン製造 酒造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 枠組壁建築 バルコニー施工	
機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 和裁 帆布製品製造 製版 建築大工 かわらぶき 電気製図 塗装 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	平成24年2月5日(日)

(ウ) 三級職種

職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 内燃機関組立て 配管	平成24年1月22日
時計修理 冷凍空調和機器施工 機械・プラント製図	平成24年1月29日
プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形 建築大工	平成23年2月5日

テクニカルイラストレーショ ン 電気製図	
----------------------------	--

- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
3,100円
- 3 受検の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
 - (2) 書類の提出先
高知市布師田3992-4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - (3) 書類の受付期間
平成23年10月3日(月)から同月14日(金)まで(郵送による場合は、平成23年10月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
 - (4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
 - (5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成24年3月13日(火)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301>)に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付
特級、一級及び単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級及び三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格し

た等級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、久礼田土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成23年9月2日  
高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所  
(就任)  
理事 長山 和義 南国市久礼田1025

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に係る者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成23年9月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
安芸都市計画道路(1・6・2号安芸中央線及び3・5・8号安芸中央インター線)
- 2 縦覧図書
安芸都市計画道路の変更(素案)
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び安芸市役所建設課
- 4 縦覧期間
平成23年9月2日(金)から同月16日(金)まで
- 5 公聴会の日時
平成23年9月30日(金)午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の場所
安芸市矢ノ丸三丁目12
安芸市民会館2階4号室及び5号室
- 7 公述申出書提出期限
平成23年9月20日(火)

公営企業局管理規程

杉田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成23年9月2日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第13号

杉田ダム操作規程の一部を改正する規程

杉田ダム操作規程（昭和46年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「貯水池」を「貯水池」に改め、「いい」を削り、「洪水」を「洪水」に改める。

第10条中「を除くほか」を「を除き」に改める。

第11条第3号中「及び」を「又は」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、」に改める。

第12条中「規定によって」を「規定により」に、「を除くほか」を「を除き」に改める。

第13条第1項中「第4号ゲート」というを「第4号ゲート」というものとする」に改め、同条第5項中「規定により」を「規定に基づき」に、「を除くほか」を「を除き」に改める。

第17条第3項中「前項」を「前項の規定による場合」に、「その他」を「その他」に改める。

第20条第1項第6号中「その他」を「前各号に掲げるものほか、」に改め、同条第2項中「次条第2号に規定する」を「次条第2号に掲げる」に改める。

第21条第3号中「その他」を「前2号に掲げるものほか、」に改める。

第22条第1号ただし書中「生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにして」を「生じないように必要な最小限度で」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるものほか、」に改める。

第23条第1号中「規定に基づき」を「規定により」に改める。

別表第1中「香美市防災対策課」を「香美市まちづくり推進課」に改める。

附 則

この規程は、平成23年9月2日から施行する。

~~~~~  
 吉野ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成23年9月2日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

**高知県公営企業局管理規程第14号**

**吉野ダム操作規程の一部を改正する規程**

吉野ダム操作規程（昭和46年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」を「定めるものとする」に改める。

第4条中「貯水池」を「貯水池」に改め、「いい」を削り、「洪水」を「洪水」に改める。

第10条中「を除くほか」を「を除き」に改める。

第11条第3号中「及び」を「又は」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、」に改める。

第12条中「規定によって」を「規定により」に、「を除くほか」を「を除き」に改める。

第13条第1項中「第4号ゲート」というを「第4号ゲート」というものとする」に改め、同条第5項中「規定により」を「規定に基づき」に、「を除くほか」を「を除き」に改める。

第17条第3項中「前項」を「前項の規定による場合」に、「その他」を「その他」に改める。

第20条第1項第6号中「その他」を「前各号に掲げる措置のほか、」に改め、同条第2項中「次条第2号に規定する」を「次条第2号に掲げる」に改める。

第21条第3号中「その他」を「前2号に掲げるものほか、」に改める。

第22条第1号ただし書中「生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにして」を「生じないように必要な最小限度で」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるものほか、」に改める。

第23条第1号中「規定に基づき」を「規定により」に改める。  
 別表第1中「香美市防災対策課」を「香美市まちづくり推進課」に改める。

**附 則**

この規程は、平成23年9月2日から施行する。

~~~~~  
 高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月2日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第15号

高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業保安規程（昭和61年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「電気事業」を「電気事業（高知県公営企業局の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第1条第1項第1号に掲げる電気事業をいう。別表第1において同じ。）」に、「すべての」を「全ての」に改める。

第3条第2項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第3項中「前項」を「前項の規定」に改める。

第4条中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第5条第1項中「に定めるところ」を「の規定」に改め、「次の表を除き、」を削り、同条第2項中「選任すべき事業所及び職位は、次の表の」を「選任する事業所及びその職位は、次の表に定める」に改め、同項の表を次のように改める。

種別	事業所	職位
電気主任技術者	永瀬発電所 吉野発電所 杉田発電所	公営企業局の本局の電気工水課の課長（別表第1において「電気工水課長」という。）又は課長補佐若しくはこれに相当する職にある者
ダム水路主任技術者	永瀬発電所 吉野発電所 杉田発電所	事業所の所長又は次長若しくはこれに相当する職にある者

第6条第1項中「に定める」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「当たっては」を「当って」に改め、同条第2項中「それぞれの職務に応じその意見を尊重し」を「その意見を尊重し、それぞれの職務に応じ」に、「樹立するとともに」を「立てるとともに、」に改める。

第9条中「場合は、」を「場合は、これを」に改め、同条第1号中「その職務」を「、その職務」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同条第2号中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第10条の見出しを「（教育の内容及び方法）」に改め、同条中「に定める」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「並びに」を「及び」に改め、同条第2号中「、演習」を「並びにこれらに対処する演習」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるものほか、」に改める。

第11条中「、「事業所長」を「事業所長」に改める。

第14条中「に定める」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「確認したうえで」を「確認した上で」に改める。

第15条中「に掲げる」を「に掲げる運転保守基準等に係る規程等のうちの」に改める。

第16条第1項中「関係機関等へ」を「関係機関等に」に改め、同条第2項中「次に」を「次に掲げるところに」に改め、同項第2号中「可及的」を削る。

第19条第1項第5号中「その他」を「前各号に掲げるものほか、」に改め、同条第2項中「別に定めるものとする」を「局長が別に定める」に改める。

第20条第1項中「で定める」を「に定める」に改め、同条第2項中「については」を「に係る」に改める。

第21条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2項

中「については、」を「にあつては」に、「当該設備」を「、当該設備」に改め、「保存するものとし」を削り、「第55条第4項」を「第55条第6項」に改める。

別表第1中「すべての」を「全ての」に、「その他重要な」を「(1)から(3)までに掲げる事項のほか、重要な」に、「その他の」を「(1)及び(2)に掲げる事項以外の」に改める。

別表第3中「1回/3月」を「2回/月」に、「堆砂状況」を「堆砂状況」に、「導入路」を「導水路」に、「1回/5年」を「1回/6年」に、「1回/10年」を「1回/12年」に改め、同表備考中「に基づき上記の」を「により、この表に定める」に改める。

附 則

この規程は、平成23年9月2日から施行する。

~~~~~  
高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月2日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

#### 高知県公営企業局管理規程第16号

#### 高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局風力発電設備保安規程（平成7年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すべての」を「全ての」に改める。

第3条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第6条第1項中「に定めるところ」を「の規定」に改める。

第7条第1項第1号中「当たっては」を「当たって」に改め、同条第2項中「それぞれの職務に応じその意見を尊重し」を「その意見を尊重し、それぞれの職務に応じ」に、「樹立するとともに」を「立てるとともに、」に改める。

第9条中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第10条の見出しを「（教育の内容及び方法）」に改め、同条第1号中「並びに」を「及び」に改め、同条第2号中「、演習」を「並びにこれらに対処する演習」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条第1号中「、常に」を「常に」に改める。

第14条中「確認したうえで」を「確認した上で」に改める。

第15条第1項中「関係機関等へ」を「関係機関等に」に改める。

第17条第2項中「設備」を「事業所長は、設備」に改める。

第18条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第19条第1項中「で定める」を「に定める」に改め、同条第2

項中「及び法」を「並びに法」に改める。

第20条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2項中「については、」を「にあつては」に改め、「保存するものとし」を削る。

別表第1中「すべての」を「全ての」に、「その他重要な」を「(1)から(3)までに掲げる事項のほか、重要な」に、「その他の」を「(1)及び(2)に掲げる事項以外の」に改める。

別表第3を次のように改める。

**別表第3**（第12条関係）

定期的な巡視、点検及び検査の基準

| 設備別    | 巡視       |      | 点検（検査を含む。）     |                      |                          | 備考                 |
|--------|----------|------|----------------|----------------------|--------------------------|--------------------|
|        | 機器設備     | 頻度   | 機器設備           | 項目                   | 頻度                       |                    |
| 風力発電設備 | 風力発電設備全般 | 1回/月 | 風車及び発電機        | 外部点検<br>測定試験<br>内部点検 | 1回/年<br>1回/年<br>適時       | 運転時間等から実施時期を決めて行う。 |
|        |          |      | 主要変圧器<br>主要遮断器 | 外部点検<br>外部点検<br>測定試験 | 1回/3年<br>1回/3年<br>1回/3年  |                    |
|        |          |      | その他主要機器        | 内部点検<br>外部点検<br>測定試験 | 1回/12年<br>1回/3年<br>1回/3年 |                    |
|        |          |      |                | 外部点検<br>測定試験         | 1回/3年<br>1回/3年           |                    |
|        |          |      |                | 外部点検<br>測定試験         | 1回/3年<br>1回/3年           |                    |

**附 則**

この規程は、平成23年9月2日から施行する。



高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月2日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

**高知県公営企業局管理規程第17号**

**高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程（平成12年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第6条第1項中「に定めるところ」を「の規定」に改める。

第7条第1項第2号中「場合」を「場合には」に改め、同条第2項中「その実施」を「、その実施」に改める。

第9条中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第10条の見出しを「（教育の内容及び方法）」に改め、同条第1号中「並びに」を「及び」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条第1号中「、常に」を「常に」に改める。

第14条中「確認したうえで」を「確認した上で」に改める。

第15条第1項中「関係機関等へ」を「関係機関等に」に改める。

第17条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第1中「すべての」を「全ての」に、「その他重要な」を「(1)から(3)までに掲げる事項のほか、重要な」に、「その他の」を「(1)及び(2)に掲げる事項以外の」に改める。

別表第3を次のように改める。



別表第3（第12条関係）

定期的な巡視、点検及び検査の基準

| 設備別             | 巡視    |      | 点検（検査を含む。）            |      |       | 備考                                                                   |
|-----------------|-------|------|-----------------------|------|-------|----------------------------------------------------------------------|
|                 | 機器設備  | 頻度   | 機器設備                  | 項目   | 頻度    |                                                                      |
| 工業用<br>水道設<br>備 | 電気工作物 | 1回/週 | 変圧器<br>遮断器<br><br>電動機 | 外部点検 | 1回/3年 | 香南工業用<br>水道設備に<br>ついては、<br>2回/月と<br>する。<br><br>ポンプの分<br>解点検時に<br>行う。 |
|                 |       |      |                       | 外部点検 | 1回/3年 |                                                                      |
|                 |       |      | その他主要機器               | 測定試験 | 1回/3年 |                                                                      |
|                 |       |      |                       | 外部点検 | 1回/3年 |                                                                      |
|                 |       |      |                       | 測定試験 | 1回/3年 |                                                                      |
|                 |       |      |                       | 内部点検 | 適時    |                                                                      |

附 則

この規程は、平成23年9月2日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン一式 16組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社三愛商会 高知市鴨部二丁目20番16号
- 5 落札金額  
65,727,690円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成23年5月17日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
木材実大強度試験機一式 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日進商事株式会社 高知市上町五丁目6番15号

- 5 落札金額  
36,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成23年5月17日